

平成23年6月15日

「一般競争総合評価方式（試行）に係る公告」の訂正について

日本下水道事業団
契約職西日本本部長
尾崎 昭彦

平成23年6月14日（火）付けで公告した「平成23年度 宜野湾市大山第1中継ポンプ場耐震診断調査業務委託（電子入札対象案件）」については、下記のとおり訂正します。

記

入札公告中

修正後	修正前
5. 入札手続等 (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法 ①（略） ② 場 所 （財）下水道業務管理センター 住所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島6-1-1 新大阪プライムタワー20階 Tel 06-6886-1033 Fax 06-6886-1036	5. 入札手続等 (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法 ①（略） ② 場 所 （財）下水道業務管理センター 住所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島6-1-1 新大阪プライムタワー20階 Tel 06-6886-1036 Fax 06-6886-1033

問合せ等

日本下水道事業団
近畿・中国総合事務所契約課
電話 06(6886) 2521

入札公告（業務委託・電子入札対象案件）
【総合評価方式（試行）】

朱書部分訂正

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年6月14日
日本下水道事業団 契約職
西日本本部長 尾崎 昭彦

1. 業務の概要

- (1) 公示NO 西計再 23-502
(2) 業務名 平成23年度 宜野湾市大山第1中継ポンプ場耐震診断調査業務委託（電子入札対象案件）
(3) 業務内容 本業務は平成23年度宜野湾市大山第1中継ポンプ場（ポンプ場 分流汚水 現況能力 6.57m³/分）に係る耐震診断調査等を行うものである。

（公募範囲）

耐震診断調査（基礎調査、詳細診断）	一式
長寿命化計画（基礎調査、詳細調査）	一式
長寿命化計画（計画策定）	一式

ただし、公募範囲は予定であり、変更されることがある。

（今回対象）

耐震診断調査（基礎調査、詳細診断）	一式
-------------------	----

- (4) 履行期間 平成23年度～平成24年度（予定）
今回対象業務 契約締結日の翌日から平成23年10月31日（月）まで
(5) 業務地名 沖縄県宜野湾市大山地内
(6) 必要職種 公募範囲 土木・建築・機械・電気
今回対象 土木・建築

(7) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達（平成6年達第8号）第2条第1号の規定に該当し、かつ、同第2条の2の規定に該当しない者であること。
(2) 日本下水道事業団における平成23・24年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
(3) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(4) 競争参加資格確認申請書提出期限の日から開札の時までの期間に日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を「九州区域」において受けていないこと。
(5) 過去10年の間に、次の①及び②の業務の実績を有すること。参加表明者にこの業務実績がない場合においても、担当予定管理技術者がこの業務実績を有するときは、これらの業務実績を有するものとみなす。

① 下水道施設の再構築調査・計画又はこれに類する業務として次のいずれかの業務

ア 下水道事業の終末処理場又はポンプ場（マンホールポンプを除く。以下同じ。）における再構築基本設計（実施計画）、再構築基本設計（長寿命化計画）、再構築基本設

イ 農業集落排水施設等の処理場又はポンプ場における改築実施計画

ア 下水道事業の終末処理場又はポンプ場における耐震診断業務

イ 農業集落排水施設等の処理場又はポンプ場における耐震診断業務

(6) 次の要件を満たす技術職員を保有する者であること。

① 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一下水道」とするものに限る。）に限る。以下同じ。）の資格を有する者を1人以上保有すること。

② 1の(6)中(公営範囲)の欄に記載された各必要職種ごとに、7年以上の下水道実施設計業務の業務に関する経験を有し、かつ過去3ヶ年に3ヶ所以上の下水道実施設計業務の業務に関する経験(補助としての業務に関する経験は除く。)を有する技術者を1人以上保有すること。

(7) 次に掲げる技術職員を、当該業務に配置できること。

① 配置予定の管理技術者が、技術士の資格を有する者であり、かつ過去5年間に管理技術者又は担当技術者として同種業務に従事した実績を有する者であること。

② 配置予定の1の(6)中の(今回対象)の欄に記載された必要職種の担当技術職員が、技術士であるか、又は3年以上の下水道の技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

なお、建築の担当技術者については、1級建築士の資格を有し、かつ、3年以上の実務経験を有する者であること。

本件に係る必要職種	土木職 建築職
-----------	------------

③ 配置予定の管理技術者及び主な担当技術者にあっては、手持ち業務（契約金額200万円以上）が10件以下の者。ただし、主な担当技術者とは次の職種を担当する者とする。

土木職、建築職

④ 配置予定の管理技術者が前年度の業務実績で改善すべき事項があった業務を行った者でないこと。

なお、平成22年度業務にかかる設計等成績評定通知書が通知されるまでは、前年度を平成21年度と読み替える。

⑤ 照査技術者（建築以外にあっては技術士の資格を有する者又は、7年以上の下水道の技術上の実務に従事した経験を有する者。建築にあっては1級建築士の資格を有する者又は、7年以上の下水道の技術上の実務に従事した経験を有する者。）が必要職種ごとに配置されること。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内のうち、下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、評価額の最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

- ① 技術点は、技術提案書の内容に応じ、下記の1)～5)の評価項目毎に評価を行い、算出する。(公示文、特記仕様書、図面等を熟読の上提案すること。)

なお、技術点の最高点数は60点とし、小数点第4位以下は切り捨てるものとする。

- 1) 技術提案書に基づく業務への取組姿勢
- 2) 予定管理技術者の技術力(実績・成績・表彰、継続教育学習(CPD))
- 3) 主な予定担当技術者の技術力(実績・成績・表彰)
- 4) 企業の取組姿勢

- ② 価格点は、以下の計算方法により算出する。

価格点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は30点とし、小数点第4位以下は切り捨てるものとする。

- ③ 総合評価は、入札者の申込みに係る上記①の1)～4)により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値(評価値)をもって行う。

4. 技術点を算出するための評価基準

- ① 技術提案書に基づく業務への取組姿勢

業務内容の理解度や実施方針、工程計画、組織計画、照査計画及び次に示す評価テーマ

1、評価テーマ2に関する検討方針に関する提案の妥当性を評価項目とする。

評価テーマ1 本業務の特徴を踏まえた耐震化対策を考慮した長寿命化計画の提案

評価テーマ2 本業務の特徴を踏まえた適正な健全度評価のための調査手法の提案

なお、評価にあたっては、配置予定管理技術者にヒアリングを実施する場合がある。

- ② 予定管理技術者の技術力

過去5年間の同規模かつ同種(類似)業務の実績、過去2年間の業務成績、表彰及び継続教育学習(CPD)を評価項目とし、過去2年間の業務成績においては両本部の成績を考慮する。

- ③ 主な予定担当技術者の技術力

過去5年間の同規模かつ同種(類似)業務の実績、過去2年間の業務成績その他表彰を評価項目とし、過去2年間の業務成績においては両本部の成績を考慮する。

- ④ 企業の取組姿勢

過去5年間に文書注意又は口頭注意の措置を受けている者の評価点を減じる。

- ⑤ ②及び③における同種又は類似業務とは以下の業務をいう。

(再構築基本設計)

同種業務 : 下水道事業におけるポンプ場(汚水のみ)の再構築基本設計(実施計画)、再構築基本設計(長寿命化計画)、再構築基本設計(アセットマネジメント手法活用実施計画)又は改築実施計画

類似業務 : 下水道事業におけるポンプ場(雨水又は合流式)の再構築基本設計(実施計画)、再構築基本設計(長寿命化計画)、再構築基本設計(アセットマネジメント手法活用実施計画)又は改築実施計画

(耐震診断調査)

同種業務：下水道事業におけるポンプ場（汚水のみ）の耐震診断業務

類似業務：下水道事業におけるポンプ場（雨水又は合流式）の耐震診断業務

⑥ ②及び③における同規模とは以下の規模をいう。

全体計画の時間最大下水量が6.57m³/分以上

5. 入札手続等

(1) 担当部署 日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課

住所 〒532-0012 大阪市淀川区木川東3-2-12

Tel 06-6886-2521 Fax 06-6886-2426

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

① 期 間 平成23年6月14日（火）から平成23年6月28日（火）まで

② 場 所 （財）下水道業務管理センター

住所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島6-1-1 新大阪プライムタワー20階

Tel 06-6886-1033 Fax 06-6886-1036

③ 方 法 交付にあたっては、実費を徴収する。（郵送（託送を含む）による交付を希望する場合は5(2)②にFAXにより申し込むこと。この場合においては郵便振替により実費を徴収する。）

(3) 競争参加資格確認申請書等を提出できる者の範囲

競争参加資格確認申請書等を提出できる者の範囲は、申請書等を提出する時において、上記2(2)に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び方法

① 提出期間 平成23年6月14日（火）から平成23年6月28日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。

② 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を受けて紙入札方式による場合は、持参又は郵送等によるものとし、ファックスによるものは受け付けない。電子入札システムにより提出する場合においては、申請書等の合計ファイル容量が2MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

③ 持参又は郵送等による場合若しくは紙入札方式による場合の提出場所
5(1)に同じ。

(5) 入札書提出期間、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得たものは、紙により5(1)まで持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ファックスによるものは認めない。

① 提出期間

・電子入札システムによる場合

平成23年7月13日（水）から平成23年7月20日（水）までの10時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

・紙入札による場合

平成23年7月13日（水）から平成23年7月20日（水）までの10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

提出場所 〒532-0012 大阪府大阪市淀川区木川東 3-2-12

日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課

電話06-6886-2521

② 開札日時 平成23年7月21日（木） 9時30分

③ 開札場所 〒532-0012 大阪府大阪市淀川区木川東 3-2-12
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 入札室

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行新橋支店）。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、競争参加資格申請書等の提出のないものとした入札及び日本下水道事業団一般競争入札心得（電子入札用）において記した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約職により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて2. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 今回対象業務に直接関連する他の業務の契約（以下「関連業務」という。）を今回対象業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有り。

有りの場合において、関連業務で配置する管理技術者は、原則として本業務で配置した管理技術者と同一でなければならない。ただし、本業務の成績評定点が60点未満の場合は、本業務で配置した管理技術者を関連業務の管理技術者とすることはできない。

なお、平成22年度業務にかかる設計等成績評定通知書が通知されるまでは、60点未満を65点未満と読み替える。

(7) 本業務は今後、日本下水道事業団が公告又は公示する案件において管理技術者の手持業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が200万円未満の場合は、この限りではない。

(8) 本業務のうち次の職種は今後、日本下水道事業団が公告又は公示する案件において担当技術者の手持業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が200万円未満の場合は、この限りではない。

土木職、建築職

(9) 関連情報を入手するための窓口

5 (1) に同じ。

(10) この公告に係る対象範囲の業務については、原則として管理技術者、担当技術者及び照査技術者を変更できない。

(11) 詳細は入札説明書による。